



埼玉県報

第 2 4 8 7 号
平成 2 5 年 4 月 2 6 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [土地建物の売却に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [デジタルX線撮影装置に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [埼玉県社会福祉総合センター使用料徴収事務委託\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [障害者就業・生活支援センターの変更に係る公示\(就業支援課\)](#)
- [唐子南部土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [備前堀土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の名称変更告示\(建築安全課\)](#)
- [久喜都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更\(住宅課\)](#)
- [加須都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更\(住宅課\)](#)
- [県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示\(住宅課\)](#)
- [無線警ら車の購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [信号制御システム等保守業務委託に関する落札者等の公示\(施設課\)](#)
- [県道六万部久喜停車場線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の採血管準備システムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の洗浄消毒装置の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のMRI装置一式の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成25年度4月・5月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [平成25年度埼玉県職員採用上級試験等の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成25年度埼玉県警察事務職員採用上級試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成25年度埼玉県職員採用初級試験等の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成25年度埼玉県警察事務職員採用初級試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成25年度埼玉県免許資格職職員採用試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成25年度埼玉県経験者職員採用試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成25年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示\(審査調整課\)](#)

雑報

- [埼玉県立がんセンターの新病院に係るSPD業務に関する告示\(経営管理課\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第467号中訂正\(出納総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エルミタージュ
- 三 代表者の氏名
猪狩 孝行
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市大字弥十郎四六八番地一越谷弥十郎塚前住宅一〇七
- 五 定款に記載された目的
この法人は国内外の一般市民に対し、音楽や芸術、各種イベントを通じ健全な育成を援助するとともに、各種事業者や教育機関、福祉施設をはじめとする社会福祉団体等と連携し、暮らしやすい社会の具現化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Ki-Pot
- 三 代表者の氏名
木ノ本 芳子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市大沼二丁目三〇番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対し、地域子育て支援拠点事業、保育施設の設置・運営に関する事業、子育てに関する講演会・イベント等の企画・開催に関する事業、子育てのための支援に関する事業、子育てに関連する団体等との協力・支援に関する事業、子育てについての知識等の向上を目的とした講習会の企画・開催に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進及び子どもの健全育成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百四十七号

告 示

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年四月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハナミズキ介護サービス

三 代表者の氏名

高橋 光江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市青柳六丁目三十二番地二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、草加市を中心とした近隣地域の高齢者に対し、個人の尊厳を大切にしながら認知症ケアの事業を通して毎日の楽しみと生き甲斐を提供します。そして、ご家族の方々には、介護の心配なく安心して就労していただくことにより、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造し、福祉の増進に寄与することを目的としています。

告示

埼玉県告示第五百四十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 一

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
埼玉県秩父市荒川白久字下段五百九十三番四	雑種地	二、三八五・二三
埼玉県秩父市荒川白久字下段六百二十八番	雑種地	五〇二・九一
埼玉県秩父市荒川白久字間ノ原六百二十九番四	雑種地	四、四五七・六四
埼玉県秩父市荒川白久字水神淵六百六十一番八	雑種地	二、六〇四・四四
建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
埼玉県秩父市荒川白久字下段五百九十三番地四、字間ノ原六百二十九番地四	管理棟	九六・〇〇

二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に該当する者は、入札に参加できない。

イ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十一条の規定に該当する者

ハ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

二 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的壞的活動を行う団体及びその構成員

ホ 当該物件の購入目的が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに関連する業務に係る場合における買受けの申出人

ヘ ハ、ニ又はホに該当する者から委託を受けた者

ト 県に提出した書類に虚偽の記載をした者

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問合せ先

郵便番号三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課財産活用担当 藤倉、渡邊

電話〇四八 八三〇 二五八一（直通）

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十五年五月十五日（水）から五月十七日（金）までの午前十時から午後四時までの間（正午から午後一時までの間を除く。）に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

（1） 日時

平成二十五年五月二十一日（火）午前十時三十分から

（2） 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

職員会館B〇一サークル室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額（銀行振出の小切手又は現金により納付すること。）

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

へ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

告 示

埼玉県告示第五百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
デジタルX線撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター 埼玉県上尾市大字西貝塚148番 1
- 3 落札者を決定した日
平成25年 2月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町 3番27号
- 5 落札金額
31,395,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年 1月 8日

告示

埼玉県告示第五百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県社会福祉総合センタ I	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長 上田 清司	平成二十五年四月一日 から平成二十六年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク坂戸石井店

埼玉県坂戸市都市計画事業石井土地区画整理事業地九十街区一画地外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年十二月十六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六百八十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八・一五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年四月十五日

二 縦覧期間

平成二十五年四月二十六日から平成二十五年八月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月二十六日から平成二十五年八月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ鳩ヶ谷店

埼玉県川口市坂下町四丁目千九十六番二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社二トリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社二トリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年十二月十六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千百三十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年四月十五日

二 縦覧期間

平成二十五年四月二十六日から平成二十五年八月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月二十六日から平成二十五年八月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川越小仙波店

埼玉県川越市小仙波町三丁目十六番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ベルク川越小仙波店

（変更後）ベルク川越小仙波店

八 変更年月日

平成二十五年三月六日

二 届出年月日

平成二十五年四月十七日

二 縦覧期間

平成二十五年四月二十六日から平成二十五年八月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月二十六日から平成二十五年八月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百五十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人 戸田わかくさ 会	住所及び事務 所の所在地	埼玉県戸田市 新曽千三百二 十一番地一	埼玉県戸田市 大字新曽千九 百九十三番二 十一	平成二十五 年五月七日

告示

埼玉県告示第五百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、唐子南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	下田 裕	埼玉県東松山市大字下唐子千三百七十四番地
同	市川 亨	同 神戸千二百五十八番地
同	小鷹 勤	同 葛袋八百四十六番地
同	中村 久雄	同 下唐子九百十五番地一
同	新井 勇	同 神戸千五十番地二
同	松田 光壽	同 同 千三百五番地
同	新井 明夫	同 同 七百二十八番地三
同	大野 慶二	同 同 千四百五十九番地
同	森 博史	同 同 千六百四十七番地一
同	梅澤 潤次	同 同 下唐子千五十六番地一
監事	長谷部 政明	同 同 葛袋千五十八番地二
同	小川 正治	同 同 神戸八百八十二番地三
同	戸井田 守	同 同 下唐子三百八番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	戸村 秀夫	埼玉県東松山市大字下唐子九十九番地
同	岡野 利夫	同 神戸千二百八十五番地一
同	岡野 茂雄	同 同 八百九十九番地
同	吉田 初男	同 同 千四百三番地
同	安野 隆夫	同 同 九百四番地
同	森 健	同 同 千六百四十八番地一
同	筋 守	同 同 千三百四十二番地
同	中村 文平	同 同 下唐子九百七十四番地
同	関口 裕士	同 同 千二十六番地一
同	戸井田 博男	同 同 三百二十四番地一

同 同 監 同
 事
小 嶋 本 山
河 田 郷 田
正 田 克 秋
司 茂 行 男
同 同 同 同
同 同 同 同
同 同 同 同
下 神 同 同 葛
唐 戶 同 二 袋
子 六 二 百 七 百
千 百 百 百 八 八 五
二 七 七 八 八 八 番 番 番
百 七 番 九 番 地 地 地
番 地 地 地

告示

埼玉県告示第五百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
備前堀土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び
住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	福島一雄	埼玉県加須市下崎千七百六十七番地イ号甲
同	今泉征二	同 鴻莖二千八番地
同	小坂裕	同 牛重千九百九十一番地一
同	綱川晃	同 日出安二百五十一番地
同	岡田幸作	同 中ノ目六百八十六番地
同	加藤貞雄	同 上崎二千三百七十九番地一
同	松村敏孝	同 内田ヶ谷千百四番地
同	遠藤善男	同 常泉六百十一番地
同	石井伊市	同 北辻九百九番地二
同	野口昭	同 久喜市下清久三百二十九番地
同	橋本勤	同 六万部千百番地
監事	木崎喜一	同 加須市外田ヶ谷千百十一番地
同	大熊正一	同 割目三百十三番地
同	齋藤美貞	同 久喜市江面九百十一番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	田口貞夫	埼玉県加須市上崎二千五百五十七番地
同	小坂裕	同 牛重千九百九十一番地一
同	今泉征二	同 鴻莖二千八番地
同	松村敏孝	同 内田ヶ谷千百四番地
同	荒巻昭雄	同 戸室千二十六番地
同	福島一雄	同 下崎千七百六十七番地イ号甲
同	藤沼治	同 日出安七百四十五番地
同	遠藤善男	同 常泉六百十一番地
同	石井伊市	同 北辻九百九番地二

同	同	監事	理事
齋藤美貞	天野一雄	木崎喜一	野口昭
同	同	同	埼玉県久喜市下清久三百二十九番地
久喜市江面九百十一番地	同	加須市外田ヶ谷千百十一番地	同
	今鉢六百五十四番地		

告 示

埼玉県告示第五百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	久喜
市町村名	久喜市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会	期日及び時間 平成二十五年 五月二十九日 午後一時三十 分から
	場 所 久喜市鷲宮総 合支所四五 会議室
公述申出書	提出期間 平成二十五年 四月二十六日 から平成二十 五年五月一七 日まで
	提出先 埼玉県都市整 備部都市計画 課、久喜市建 設部都市計画 課
都市計画の構想	閲覧期間 平成二十五年 四月二十六日 から平成二十 五年五月一七 日まで
	閲覧場所 埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県杉 戸県土整備事 務所、久喜市 建設部都市計 画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	加須
市町村名	加須市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会	期日及び時間 平成二十五年 五月三十一日 午後一時三十 分から
	場 所 加須市役所本 庁舎五階五 三会議室
公述申出書	提出期間 平成二十五年 四月二十六日 から平成二十 五年五月一七 日まで
	提 出 先 埼玉県都市整 備部都市計画 課、加須市建 設部まちづく り課
都市計画の構想	閲覧期間 平成二十五年 四月二十六日 から平成二十 五年五月一七 日まで
	閲覧場所 埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、加須市 建設部まちづ くり課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	北川辺
市町村名	加須市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」
公聴会	期日及び時間 平成二十五年 五月三十一日 午後一時三十 分から
	場 所 加須市役所本 庁舎五階五 三会議室
公述申出書	提出期間 平成二十五年 四月二十六日 から平成二十 五年五月一七 日まで
	提 出 先 埼玉県都市整 備部都市計画 課、加須市建 設部まちづく り課
都市計画の構想	閲覧期間 平成二十五年 四月二十六日 から平成二十 五年五月一七 日まで
	閲覧場所 埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、加須市 建設部街づく り課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告示

埼玉県告示第五百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から名称の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	変更後の名称	変更前の名称	名称の変更日
埼玉県知事第十七号	公益財団法人日本住宅・木材技術センター	財団法人日本住宅・木材技術センター	平成二十五年四月一日

告 示

埼玉県告示第五百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部住宅課

電話 四八 八三 五五七一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

一	番号	
久喜	都市計画 区域名	
久喜市	市町村名	
「住宅市街地の開発整備の方針」	都市計画の種類及び名称	
平成二十五年五月二十九日午後一時三十分から	期日及び時間	公聴会
久喜市鷲宮総合支所四 五 会議室	場 所	
平成二十五年四月二十六日から平成二十五年五月一七日まで	提出期間	公述申出書
埼玉県都市整備部都市計画課、久喜市建設部都市計画課	提出先	
平成二十五年四月二十六日から平成二十五年五月一七日まで	閲覧期間	都市計画の構想
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県土整備事務所、久喜市建設部都市計画課	閲覧場所	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告示

埼玉県告示第五百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部住宅課

電話 四八 八三 五五七一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	加須
市町村名	加須市
都市計画の 種類及び名称	「住宅市街地 の開発整備の 方針」
公聴会 期日及び時間	平成二十五年 五月三十一日 午後一時三十 分から
場 所	加須市役所本 庁舎五階五 三会議室
公述申出書 提出期間	平成二十五年 四月二十六日 から平成二十 五年五月一七 日まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、加須市建 設部まちづく り課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十五年 四月二十六日 から平成二十 五年五月一七 日まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、加須市 建設部まちづ くり課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告示

埼玉県告示第五百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及び特別県営住宅並び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	さいたま市大宮区吉敷町一丁目百二十四番地埼玉県大宮合同庁舎 埼玉県住宅供給公社 前田一彦 理事長	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

告 示

埼玉県告示第五百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

無線警ら車 7台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成26年3月25日(火)

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 入札説明書に示す書類を平成25年5月31日(金)午後5時までに次の場所に持参し、審査の結果、納入しようとする物品について仕様書に示す各要求事項

に適合することを認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課車両係 電話048-832-0110 内線704-312

- (6) 納入しようとする物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月7日(金)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月6日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月7日(金)午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年6月7日(金)午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年5月31日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年 5 月20日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Radio installed police car .
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m., June 7 ,2013 By mail;5:00p.m., June 6 ,2013 In person;10:30 a.m., June 7 ,2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第五百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
信号制御システム等保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
日信電子サービス株式会社 埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目8番1号
- 5 落札金額
60,375,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年2月15日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 六万部久喜停車場線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 同市本町六丁目六二三番一二地先ま	ら 久喜市本町六丁目六二五番七地先か	区 間
一九・九七 一九・九七	一九・九七 一三・六〇	敷地の幅員 (メートル)
	一三・六〇	延長 (メートル)
	歩道の一部を区域除外するものである。	備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年四月十七日

指令越建セ第二四〇〇三五二号

二 検査済証番号

平成二十五年四月十九日

越建セ第三一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字大堀千四百十六番二、千四百十六番三、千四百十六番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根千四百十六番地

濱田正男 濱田祐一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年四月一九日

指令越建セ第二四〇〇五五一号

二 検査済証番号

平成二十五年四月二十二日

越建セ第三三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎九百二十二番一、九百二十二番四、九百二十七番

五、九百二十七番六、九百二十七番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市南一丁目十四番二十二号 デイアコート二〇一

別井 あすか

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年三月十一日

指令越建セ第二四〇〇八二〇号

二 検査済証番号

平成二十五年四月二十三日

越建セ第四二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目百七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美

告 示

埼玉県病院事業告示第二十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
採血管準備システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 3 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
アルフレッサ株式会社大宮北支店
埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目 205 番地
- 5 落札金額
79,275,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 2 月 1 日

告 示

埼玉県病院事業告示第二十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
洗浄消毒装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 3 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イノメディックス埼玉営業所
埼玉県さいたま市中央区新中里五丁目 22 番 2 号
- 5 落札金額
43,596,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 2 月 1 日

告 示

埼玉県病院事業告示第二十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

MR I 装置一式及び保守点検業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県病院局経営管理課 入札担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 13 番 3 号

3 落札者を決定した日

平成 25 年 3 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ウイン・インターナショナル 第一営業部埼玉営業所

埼玉県さいたま市中央区下落合 1 0 7 1 番 1 M I B. 4. スピカ 2 階

5 落札金額

259,770,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 25 年 2 月 1 日

告 示

埼玉県病院事業告示第二十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 321,800リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地

(3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 25 年 3 月 28 日

4 落札者の氏名及び住所

関彰商事株式会社 エネルギー事業本部関東第 1 支店

埼玉県久喜市江面 1663-1

5 落札金額

24,936,282 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 25 年 2 月 15 日

告 示

埼玉県人事委員会告示第一号

平成二十五年年度埼玉県職員採用上級試験及び平成二十五年年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

- (1) 平成25年度埼玉県職員採用上級試験
- (2) 平成25年度埼玉縣市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用上級試験	一般行政	112人	<p>日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)</p> <p>地方公務員法第16条に該当しない者</p> <p>次に掲げる者</p> <p>(1) 昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>(2) 平成4年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>「福祉」は社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成26年3月31日までに資格を取得する見込みの者</p>
	心理	1人	
	設備	23人	
	総合土木	32人	
	建築	5人	
	化学	6人	
	農業	2人	
	林業	1人	
福祉	10人		
埼玉縣市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		13人	

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	論文試験	人物試験
埼玉県職員採用上級試験	(選択解答制)	(一般行政のみ 選択解答制)		
埼玉縣市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	(選択解答制)			

注 印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月30日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校 (北足立郡伊奈町) 埼玉県立蕨高等学校 (蕨市)	7月9日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月16日(火)から18日(木)までのいずれか1日及び8月1日(木)から8月13日(火)までのいずれか1日(土曜日及び日曜日を除く。)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月29日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用上級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成25年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として全職種とも約191,300円である。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 上記の初任給は、平成25年4月1日現在におけるもので、採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は資格取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成26年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成25年5月9日(木)から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成25年5月9日(木)から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

5月9日(木)9時30分から5月24日(金)17時まで

イ 郵送受付

5月9日(木)から5月24日(金)まで(期間内消印有効)

9 その他

(1) 試験職種「一般行政」については、点字又は拡大文字(身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。)による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181)に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第二号

平成二十五年年度埼玉県警察事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成25年度埼玉県警察事務職員採用上級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 40人

3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

(3) 次に掲げる者

ア 昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 第1次試験 教養試験（選択解答制）、専門試験（選択解答制）

(2) 第2次試験 論文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月30日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立蕨高等学校 （蕨市）	7月9日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月16日（火）から18日（木）までのいずれか1日及び8月1日（木）から8月13日（火）までのいずれか1日（土曜日及び日曜日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月29日（木）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成25年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、約191,300円である。

イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

エ 上記の初任給は、平成25年4月1日現在におけるもので、採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成26年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成25年5月9日(木)から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成25年5月9日(木)から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

5月9日(木)9時30分から5月24日(金)17時まで

イ 郵送受付

5月9日(木)から5月24日(金)まで(期間内消印有効)

ウ 持参受付

5月9日(木)から5月24日(金)までの

8時30分～12時及び13時～17時15分(土曜日及び日曜日を除く。)

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181)又は埼玉県警察採用センター(埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514)に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第三号

平成二十五年埼玉県職員採用初級試験及び平成二十五年埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

- (1) 平成25年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 平成25年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用初級試験	一般事務	6人	日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。) 地方公務員法第16条に該当しない者
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		12人	平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(学歴不問)

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月29日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月9日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月17日(木)及び10月29日(火)から10月31日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月28日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

イ 埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

- ア 平成25年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、原則として全職種とも約154,600円である。
- イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。
- ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。
- エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。
- オ 上記の初任給は、平成25年4月1日現在におけるもので、採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成26年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成25年5月9日（木）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成25年5月9日（木）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

8月19日（月）9時30分から8月30日（金）17時まで

イ 郵送受付

8月19日（月）から8月30日（金）まで（期間内消印有効）

9 その他

- (1) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。
- (2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第四号

平成二十五年年度埼玉県警察事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成25年度埼玉県警察事務職員採用初級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 9人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月29日（日）	埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	10月9日（水）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月17日（木）及び10月29日（火）から10月31日（木）までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月28日（木）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成25年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、約154,600円である。

イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

エ 上記の初任給は、平成25年4月1日現在におけるもので、採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成26年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成25年5月9日(木)から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成25年5月9日(木)から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

8月19日(月)9時30分から8月30日(金)17時まで

イ 郵送受付

8月19日(月)から8月30日(金)まで(期間内消印有効)

ウ 持参受付

8月19日(月)から8月30日(金)までの

8時30分～12時及び13時～17時15分(土曜日及び日曜日を除く。)

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試

験担当（さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行くこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第五号

平成二十五年年度埼玉県免許資格職職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成25年度埼玉県免許資格職職員採用試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験職種	採用予定者数	受 験 資 格
薬剤師	12人	<p>地方公務員法第16条に該当しない者 (全職種共通)</p> <p>日本国籍を有する次に掲げる者で、薬剤師の免許を有する者又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成2年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
獣医師	10人	<p>日本国籍を有する次に掲げる者で、獣医師の免許を有する者又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成2年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
保健師	5人	<p>次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)</p> <p>(1) 昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者</p>

		<p>(2) 平成5年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
保健師 (警察)	1人	<p>日本国籍を有する次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成5年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
管理栄養士	1人	<p>次に掲げる者で、管理栄養士の免許を有する者又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)</p> <p>(1) 昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成4年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
栄養士	1人	<p>昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は平成26年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)</p>
司書	11人	<p>昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有する者又は平成26年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)</p>

3 試験の方法

(1) 薬剤師、獣医師、保健師、保健師(警察)及び管理栄養士

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験(選択解答制)

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

(2) 栄養士及び司書

試験は、短期大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験、専門試験

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

(1) 薬剤師、獣医師、保健師、保健師（警察）及び管理栄養士

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月30日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立蕨高等学校（蕨市）	7月9日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月16日（火）から18日（木）までのいずれか1日及び8月1日（木）から8月13日（火）までのいずれか1日（土曜日及び日曜日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月29日（木）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

(2) 栄養士及び司書

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月29日（日）	栄養士 埼玉県立大宮高等学校 （さいたま市） 司書 埼玉県立浦和第一女子高等学校 （さいたま市）	10月9日（水）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月17日（木）及び10月29日（火）から10月31日（木）までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月28日（木）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 平成25年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、原則として下表のとおりである。

職 種	給 与
薬 剤 師	約218,200円
獣 医 師	
保健師、保健師(警察)	約221,300円
管 理 栄 養 士	約197,400円
栄 養 士	約174,600円
司 書	約166,500円

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 上記の初任給は、平成25年4月1日現在におけるもので、採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は免許取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成26年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成25年5月9日（木）から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成25年5月9日（木）から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

(3) 受付期間

職 種	受 付 期 間
薬 剤 師 獣 医 師 保 健 師 保健師(警察) 管理栄養士	ア インターネット受付 5月9日(木)9時30分から5月24日(金)17時まで イ 郵送受付 5月9日(木)から5月24日(金)まで(期間内消印有効)
栄 養 士 司 書	ア インターネット受付 8月19日(月)9時30分から8月30日(金)17時まで イ 郵送受付 8月19日(月)から8月30日(金)まで(期間内消印有効)

9 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181)に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第六号

平成二十五年年度埼玉県経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成25年度埼玉県経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

ア 民間企業等職務経験者区分

一般行政 3人

設 備 2人

総合土木 6人

イ 海外活動等経験者区分

一般行政 2人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 次に掲げる者

民間企業等 職務経験者区分	昭和29年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかのもの ア 学校教育法に基づく大学を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上（平成25年7月末日現在）有する者 イ 学校教育法に基づく短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上（平成25年7月末日現在）有する者 ウ 民間企業等における職務経験を9年以上（平成25年7月末日現在）有する者
海外活動等 経験者区分	ア 昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者（学歴不問） イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、論文試験
- (2) 第2次試験 論文試験、人物試験
- (3) 第3次試験 人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月29日(日)	埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月22日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	11月3日(日)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月19日(火)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第3次試験	12月1日(日)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第2次試験合格者に文書で通知する。		12月12日(木)に第1次試験及び2次試験の合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 年齢29歳で、民間企業等における職務経験が7年である場合
約240,000円(地域手当を含む。)

イ 上記の初任給は、平成25年4月1日現在におけるもので、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成26年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成25年7月1日(月)から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

8月19日(月)9時30分から8月30日(金)17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181)に行うこと。

告 示

埼玉県労働委員会告示第三号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成二十五年度あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県労働委員会会長 石 田 眞

氏名	現職	主要経歴
石田 眞	早稲田大学大学院法務研究科長、 埼玉県労働委員会公益委員	早稲田大学大学院法務研究科教授（現職）
飯塚 肇	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会副会長
島村 和男	埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県教育委員会教育長
池澤 幸一	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所調停委員（現職）
小寺 智子	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	川越市選挙管理委員会委員長（現職）
金井 浩	電機連合埼玉地方協議会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉日本電気労働組合執行委員長 （現職）
松井 健	U A ゼンセン埼玉県支部支部長、 埼玉県労働委員会労働者委員	U I ゼンセン同盟埼玉県支部長
贄田 教秋	埼玉県労働組合連合会副議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉県教職員組合中央執行委員長 （現職）
小室 隆行	日本郵政グループ労働組合関東地方本部 執行委員長、埼玉県労働委員会労働者委員	日本郵政グループ労働組合中央執行委員 （現職）
依田 修	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長、 埼玉県労働委員会労働者委員	東京電力労働組合埼玉総支部執行委員長 （現職）
安藤 嘉明	株式会社佐伯工務店代表取締役社長、 埼玉県労働委員会使用者委員	さいたま商工会議所副会頭（現職）
根岸 茂文	社団法人埼玉県経営者協会専務理事兼事 務局長、埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉県男女共同参画審議会委員 （現職）
斎藤 和康	株式会社大和薬局代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	和光市商工会会長（現職）
柳沢 幸一	株式会社芝浦電子顧問、 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社あさひ銀行丸の内支店長
石川 義明	石川金属機工株式会社代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鋳物工業協同組合総務委員長 （現職）
鈴木 享	埼玉県労働委員会事務局長	
菊地 仁美	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整 課長	
杉田 敏	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
新船 洋一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
山瀬 恵子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
中島 浩之	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
江森 昌子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	

雑報

埼玉県立がんセンターの新病院に係るSPD業務について、次のとおり公募型プロポーザルに付する。

平成二十五年四月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 業務内容

(1) 件名及び数量

埼玉県立がんセンター S P D 業務 一式

(2) 仕様等

仕様書及びプロポーザル説明書による。

(3) 履行期間

契約日から平成 28 年 9 月 30 日まで

ただし、契約日から平成 25 年 12 月 29 日までは、適正かつ円滑に診療材料等の調達管理業務を導入するための準備期間とする。

なお、平成26年度以降において、予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

(4) 履行場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室 717-1 ほか 埼玉県立がんセンター（新病院）

(5) 事業者選定方法

埼玉県立がんセンター新病院 S P D 事業者審査委員会が、企画提案の審査を行う。

評価が最も高い者を第一交渉権者とし、次点の者を第二交渉権者とする。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(5) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、営業品目（大分類）「医療機器」に登録され、かつ、業種区分「催物、映画、広告、その他の業

務」の A 等級に格付けされ、営業品目（大分類）「その他の業務」に登録された者であること。

(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売許可を有する者であること。

(7) 病床数が300床以上の医療機関（国又は地方公共団体が運営する病院に限らない）において、過去5年間に 診療材料等の調達（購買代行・消費払い方式（消費＝購入））・搬送・在庫管理業務、 医薬品搬送・在庫管理業務、 滅菌業務の受託実績がそれぞれ2回以上有する者であること。ただし、対象業務の一部を再委託等する予定の場合は、再委託先の事業者の実績も再委託元の事業者の実績と取り扱って差し支えない。

長期継続契約の場合、1年間の業務に対する支払いが完了しているものはその分を履行したものとし、回数は履行済み1年につき1回として扱う。

3 申請書類、企画提案書等の提出場所等

(1) 本件に関する担当窓口

〒362 - 0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818

埼玉県立がんセンター事務局 新病院準備担当 深澤・池澤

電話048 - 722 - 1111 ファクシミリ048 - 722-1129

(2) 仕様書及びプロポーザル説明書の交付方法

ア ホームページからダウンロードする場合

埼玉県ホームページを開き、「埼玉県病院局経営管理課ホームページ」又は「埼玉県立がんセンターホームページ」を選択して、「新着情報」又は「センターからのお知らせ」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）

(3) 説明会の場所及び日時

参加資格の確認を得た者に対し説明会を行う。

埼玉県立がんセンター 講堂

平成 25 年 5 月 23 日（木）午後 2 時から

(4) 企画提案書の受付期間

参加資格の確認を得た日から平成25年6月19日（水）午後4時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) ヒアリング審査の場所及び日時

プロポーザル参加者に後日連絡をする（平成 25 年 7 月上旬を予定）。

4 その他

(1) プロポーザル参加者に要求される事項

このプロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル説明書で示す必要な申請書類等を平成25年5月15日（水）午後4時までに指定する場所に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

また、事務担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約の相手方の決定方法

第一交渉権者を内定者とし契約締結の協議を行い、最終合意に至ったときに契約を締結する。なお、内定の取消し、又は内定者からの辞退の申し出があった場合、次点の者を内定者に繰り上げる。

(4) 参加資格の付与

前記 2 (5)に定める参加資格のない者でプロポーザル参加を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）へ提出すること。

(5) その他詳細は、プロポーザル説明書による。

正 誤

埼玉県告示第四百六十七号（平成二十五年四月五日第二千四百八十一号）中訂正

ページ 行

五 前から五

誤

東京都 飾区 亀

正

東京都 葛飾区 亀